

会 議 録

会議名	令和5年度第3回東浦町障害者計画等推進委員会	
開催日時	令和6年2月27日（金） 午前10時から11時まで	
開催場所	東浦町役場3階 合同委員会室	
出席者	委員	加藤恵氏、成田里佳氏、清水明史氏、藤浦ひろ子氏、小野嘉久氏、恒川渉氏、山崎紀恵子氏、榊原和浩氏、清水千鶴氏、間瀬啓太氏、蟹江毅弘氏、中島 修一氏、山下麻衣氏
	事務局	鈴木健康福祉部長、小田健康課長、瀬之口学校教育課統括課長補佐兼指導主事、堀社会福祉協議会介護事業係長、間瀬ひがしうら相談支援センター相談支援専門員、三浦障がい支援課長、笹保障がい支援課長補佐兼障がい支援係長、障がい支援課黒田主査、丸山主査
議題	1 東浦町障がい者いきいきライフプラン（第4期東浦町障害者計画及び第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画）案について 2 その他	
傍聴者の数	1名	

審議内容	◆事務局 今回、委員 15 名のうち過半数の方にご出席いただいていることから、東浦町障害者計画等推進委員会運営規則第 5 条 2 項に基づき、東浦町障害者計画等推進委員会を開催する。 1 あいさつ ◆健康福祉部長 (あいさつ) 2 議題 (1) 東浦町障がい者いきいきライフプラン（第 4 期東浦町障害者計画及び第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児福祉計画）案について ◆事務局 計画案は、第 2 回推進委員会後、誤字脱字等の修正をした。 令和 5 年 12 月 15 日から令和 6 年 1 月 15 日まで、パブリックコメントを実施したが、意見はなかった。 第 2 回計画等推進委員会後、委員からの意見では、「差別解消法の改正の記入について」とあった。 令和 6 年 4 月から行政機関だけではなく、事業者に対しても合理的配慮の提供が義務化される。 2 月広報等で周知し、商工会に愛知県のリーフレットを配布したが、今後も周知啓発に取り組む。 「愛知県からの意見」による大幅な修正の指摘事項はなかった。 第 2 回推進委員会後、委員の皆様の意見の中で、「裏表紙のイラストが良い」という意見が多かったため、表紙の絵を差し替えた。 全体の修正として、「障害」の表記については、法令や団体名などの固有名詞などを除き、「害(がい)」は平仮名で表記する。 和暦から西暦に統一した。 第 1 部の修正箇所は、グラフや表の整理を行い、見やすくまとめた。 第 2 部の障害者計画については、大幅な修正はなく、誤記・表記を訂正した。 (4) 防災・防犯等の推進については、委員からのご意見から、「個別避難計画の作成について記入があるとよい」とあり、具体的に記入した。個別避難計画の作成状況の進捗を今後確認する。 第 3 部の障害福祉計画・障害児福祉計画は、表記及び数値の修正をした。 (2) 日中活動系サービスについて、就労選択支援の見込み数を記入した。 また、愛知県からの意見により、8 地域生活支援事業 にお
------	--

	いて、事業名に、（必須事業）、（任意事業）を追記した。 ◇委員 地域生活支援事業の（必須事業）と（任意事業）とは。 ◆事務局 国の「地域生活支援事業実施要綱」により、必須事業と任意事業が決められている。県の指摘により、計画に追記した。必須事業は、市町村が必ず実施する事業、任意事業は、市町村が実施するか選ぶことができる。 ◇委員 同道訪問とは。 ◆事務局 医療的ケア児等の支援では、サービスの調整などのために、健康課、児童課、障がい支援課等の関係者と一緒に訪問すること。 ◇委員 電話リレーサービスの利活用とは。 ◆事務局 利用と活用することが必要。 ◇委員 就労選択支援を実施する事業所はあるか。 ◆事務局 今のところ実施する事業所を把握していない。 ◇委員 障害者手帳の6～11歳の療育手帳保持者は32.1%もいるのか。 ◆事務局 6～11歳の全体の割合ではなく、6～11歳の手帳保持者の割合。 ◇委員 障害者計画の「移動手段の充実」や「防災等対策の推進」について、現状や背景、資料があるが、福祉計画では、「現状と課題」と「目標と取り組み」がわかる。資料は目標の後に記載し、整理しわかりやすくしたほうがいいのか。
--	--

	◆事務局 現状と目標については、文章を見直す。 ◇委員 「防災等対策の推進」では、「等」が多く使われているが、使い方を整理するといいい。 ◆事務局 前計画では、新型コロナウイルス感染症対策を含めた危機管理的な内容も含まれており、「等」を使っている。「等」の使い方については、再度確認する。 ◇委員 計画をみると、様々な課と協力して連携が必要な部分がある。障がい支援課だけでは計画を実現することは難しいと感じた。 令和6年4月からの様々な法改正がある。 就労選択支援は、実施まで猶予があるが、おそらく就労移行支援や就労継続支援事業（B型）を行っている事業所が行うかと思うが、町内に限らず、圏域で実施する事業所があるのか調査を早めにするといいいと思う。 ◇委員 差別解消法の相談先は当事者や家族で迷っている人がいるかと思う。安心できるように相談できることを文章に入れると計画として充実するのではないか。 ◆事務局 計画内に差別解消法の「相談」についての明記はないので、再度確認する。 ◇委員 「ライフステージに応じた切れ目のない相談支援体制」とあるが、65歳になると障害福祉サービスが切れるのではないかと不安があると思うが、どこかに安心につながる言葉があるといいいか。 ◆事務局 「相談支援体制の充実」では、関係機関と連携を記載している。「地域包括ケアシステムの構築」では、「重層的支援体制整備事業」において、年齢等に関係なく、関係機関と連携して切れ目のない支援をすることとしている。「65歳になると介護保険サービスに移行する人がいる」というような内容は計画内に読み取れないので、再度確認する。
--	---

	◇委員 「重層的支援体制整備事業」の説明はあるか。 ◆事務局 用語解説か、同ページに「重層的支援体制整備事業」の説明を追記する。 ◇委員 「差別解消の推進」について、研修についての記載が過去形の表記と現状が重複しているのではないか。 ◆事務局 文面を確認し、整理する。 ◇委員 今後の提案であるが、計画を誰が見てもわかりやすくできないか。ルビをつけた計画も出てくると思う。 ◇委員長 以上のご意見について、事務局と内容を検討する。 ◆事務局 修正した結果をもって、承認させていただくとしてよろしいか。 ◇各委員 異議なし。(拍手多数) ◆事務局 修正後、計画書の印刷を行い、本年度末を目途に委員の皆様のお手元にお届けし、令和6年度から計画を進めていく。 ◆事務局 社会福祉協議会の「来^{らい}ぶらり」は、どなたでも来所 possible の居場所。CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が常駐で、関係機関につなげることができる」と紹介。 ◆事務局 定住自立圏地域活動支援センター相互利用について、4月から事前連絡等の手続きをして利用できると報告。 ◆事務局 本計画について、推進体制として年1回、障害者計画等推進委
--	---

	員会を実施し、計画の進捗状況を確認するとともに、課題等を検証することとなる。 (閉会)
--	---

